

海外連携強化による外国人材確保業務委託審査基準書

審査項目	審査内容	配点
1 業務実施方針	事業目的を十分に理解した提案となっているか。	20
	外国人材に係る法制度、本県及び全国の外国人材を取り巻く状況についての的確に把握しているか。	
2 事業の企画 ・内容	合同説明会等の人材イベントの運営に関する実績又は海外PR事業に係る類似の事業等の実績はあるか。	5
	マッチングイベント	50
	対象業種の設定にあたり、県内の外国人材の動向を適切に把握した提案となっているか。	
	参加者数目標(20社)を踏まえ、広報・周知の計画は、ターゲットとなる事業者に対し、効果的なアプローチとなっているか。	
出展者の公募方法は公平を期した適切な方法となっているか。		
	資料作成、イベントの会場設営及び進行・運営について、事業の趣旨に沿う効果的な提案となっているか。	
海外PR	参加事業者の渡航手段、宿泊施設の確保等渡航前の手続き支援及び現地交通手段の確保、食事の手配等現地アテンドに係る体制について、充実しているか。	45
	参加事業者及び県のPR資料について、事業の趣旨に沿う効果的な提案となっているか。	
	PR開催場所、イベントの会場設営及び進行・運営について、事業の趣旨に沿う効果的な提案となっているか。	
3 運営	業務実施体制は十分か。	10
	事業実施のスケジュールは適切に設定されているか。	
4 事業経費	事業実施に必要な経費が適切に積算、計上されているか。	10
	提案価格に優位性はあるか。	
5 独自提案	記載内容の例を基本とした上で、独自提案内容が充実しているか。	10
合計		150

【審査方法】

- (1) 委員は4名とし、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計し、参加者ごとに合計点数を確定する。
- (3) 合計点数が6割以上になった参加者のうち、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、以下の優先順位に従い決定する。
 - ① 最高点を付けた委員が多いもの。
 - ② 審査員による協議
- (4) 参加者が1者の場合でも、合計点数が6割以上でなければ、受託候補者に決定されない。

【評価基準(5段階)】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案